発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百四十五条第一項、株式会社国際協力銀行法第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法第十一条第一項並びに第五十八条第一項及び第二項、株式会社日本政策投資銀行法第二十七条第一項及び第二項、奄美群島振興開発特別措置法第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第二十六条第一項、国立研究開発法人情報通信研究機構法第二十条第一項、独立行政法人通則法第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年九月二十五日）から施行する。

別表第五局経済産業検査第一課の事務分掌事項欄中「株式会社産業革新機構」を「株式会社産業革新投資機構」に改める。

（計算証明規則の一部改正）

第二条　計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二株式会社産業革新機構の項中「株式会社産業革新機構」を「株式会社産業革新投資機構」に、「第百三条」を「第百十六条」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第三号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年九月二十五日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則

（会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部改正）

第一条　会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百三十八条第一項、株式会社国際協力銀行法第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法第十一条第一項並びに第五十八条第一項及び第二項、株式会社日本政策投資銀行法第二十七条第一項及び第二項、奄美群島振興開発特別措置法第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第二十六条第一項、国立研究開発法人情報通信研究機構法第二十条第一項、独立行政法人通則法第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施する。